

通貨論争とサミュエル・ベイリーのフリー・バンキング論

二階堂達郎

はじめに

イギリスにおける19世紀前半はリカードの理論を中心に経済学が展開した。マルサスの『経済学原理』の出版を契機に繰り広げられた活発な論争において基本的に勝利を取めたリカード経済学はその絶頂期を迎え、金融・銀行理論の領域でもその影響力は著しかった。外国為替と物価とを関連づけて展開されたその理論は地金論争以降の議論に基盤を与え、その影響力はイングランド銀行、議会や政府内においても強固な支持者を見出した。地金委員会ではイングランド銀行の外部からの批判者として現われたリカード理論は、通貨論争ではイングランド銀行理事者たちの理論的支柱として登場し、ピール銀行条例の制定として結実した。

しかし、他方でリカード経済学はこの時期に解体の萌芽を内包していた。ここで取り扱うサミュエル・ベイリー (Samuel Bailey 1791-1870) も手厳しい批判者の一人として有名である。彼はシェフィールドの大商工業者の家庭に生まれ、実業において成功して巨額の資産を築いた後は、思想家や経済理論家としても活躍して高名をなした¹⁾。とくに経済学者としては、匿名の著書『価値の性質、尺度、原因についての批判的論及』(邦訳名『リカード価値論の批判』²⁾)において、主観的な相対価値論の立場から実体的・絶対的価値論を批判し、リカード経済学の核心部分に正面から挑んだことが有名である。しかし、彼が近代経済理論の生成に寄与した役割については、セリグマンが指摘するとおり³⁾必ずしも高い評価がなされているわけではない。ベイリーは事業において成功を取めた後に実業から手を引いてからも、シェフィールド銀行 (Sheffield Banking Company 1831年に設立) の頭取を勤め続けたこともあって、当時の銀行制度にも関心を抱いていた。彼がはじめて銀行制度に関連して論述したのは、1837年の『貨幣とその価値の変化』⁴⁾の「株式銀行について」と題した後記においてである。その後1840年に、この後記も併せてひとつの著作『株式銀行と地方発券の擁護』⁵⁾を著している。ベイリーはこの実際的な領域についても高い関心を寄せ、鋭い光をその議論のうちに放っている。そして、こ

の分野における批判の対象もやはりリカード的貨幣論であった。

彼が扱った議論の中ではマイナーな部分に相当する金融・銀行論を取り上げるのは、その議論が必ずしも通貨学派と銀行学派の範疇に収められず、しかもこれまで光を当てられることが少なかったフリー・バンキングの立場から展開されているからである。そして、その議論のうちに、近代的中央銀行制度の生成へ至る歴史的過渡期にあって展開された通貨論争が含む多様な側面の反映をみてとることができるからである。

1. イギリス銀行制度の発展と通貨論争

ベイリーがこれらの著作を著した時期は周知のとおり、イギリスにおいて中央銀行制度がその体裁を整えてくる時期である。産業革命の進展にともなって金融面においてもイギリスは世界の中心の地位を占めつつあった。1821年の銀行券兌換の再開によって、1797年以来の銀行制限時代が終結し、金本位制度がいよいよ本格的に確立されていくことになる。1826年に地方（ロンドンより65マイル以遠）に株式組織の発券銀行の設立が認可され、イングランド銀行も地方に支店を開設し始めたため、地方における銀行券流通が強化された。1833年には高利禁止法が部分的に廃止され、割引政策のための条件が整い始め、同時にイングランド銀行券が法貨として承認された。

この過程はイングランド銀行が姿勢を転換して自覚的な金融政策を次第に追求するようになった時期でもある。1910年の地金委員会を舞台にした地金論争でのイングランド銀行の立場は真正手形理論に基づくもので、銀行券発行は通貨価値の変動に影響を与えないというものであり、少なくとも表向きは積極的な通貨管理を否定したものであった。これに対して地金委員会はイングランド銀行による銀行券の過剰発行が通貨価値の下落の原因であるという報告をまとめたのである。1832年にパーマー総裁によって公表された原則は、外国為替相場が不利になっていない時期には、イングランド銀行は銀行券と預金からなる債務総額に対して3分の2は有価証券、3分の1は金を準備として保有し、為替が不利になって金流出が始まると債務を金保有量と連動させる、というものであり、通貨管理に対する一定の基準を表明したものであった。

しかし、この過程で1825、36、39年と深刻な恐慌が周期的に発生したことは、その原因を貨幣・金融的側面にみる見解を台頭させることになった。1840-44年には下院で発券銀行特別委員会が設置され、通貨主義と銀行主義との間で激しい論争が展開された。1844年、通貨学派の主張に基づいてピール条例が制定され、イングランド銀行は発行部と銀行部に分離され、一定額以上について全額正貨準備制度を採用することになり、またイングランド銀行以外の銀行券の発行高にも制限が課されることになった。

この通貨論争の中で様々な色合の主張が展開されたが、従来は通貨学派と銀行学派との間の論争として集約されてきた。これに異議を唱えたのが『英国におけるフリー・バ

ンキング⁶⁾』を著したホワイトであり、彼はその中で通貨学派および銀行学派に加えてそれらとは独立した学派としてフリー・バンキング学派を認めることを提唱した。ベイリーもその中でフリー・バンキングの先鋭的な主唱者の一人としてとりあげられている。すでに19世紀初頭の反穀物法運動の前進の過程でみられた自由貿易思想の高まりの中で、パーネル (Sir Henry Parnell 1776-1842) などその一部の主唱者の間でフリー・バンキングの主張がなされていた。彼らの主張を支えたのはスコットランドの経験であった。同制度は、パートナーの人数制限も行わずに株式銀行の設立を容認し、銀行券交換所の制度を有するなど、当時のイングランドにはない自由主義的諸特徴の色濃い柔軟な信用供与の制度をもっていた。

2. イングランド銀行券と地方銀行券

通貨論争において提出された通貨学派の提案は、経済的攪乱の原因を通貨膨張に求め、それを阻止するために地方銀行による通貨発行量の規制とイングランド銀行の組織改革によって、紙幣流通を仮想的な金流通の運動に擬しようとするものであった。『株式銀行と地方発券の擁護』はその題名のとおり、ロイドやトレズなど通貨学派のこうした提案に対する反論の書であり、2つの部分から構成されている。そのうち、第1部は先に発行された『貨幣とその価値変化』の後記部分を再録したものである。

過剰発行の批判から地方銀行を擁護するためにベイリーがとった基本的視点は、イングランド銀行券と地方銀行券の相違に着目するという点であった。この視点を採ったことは通貨主義批判に際して銀行学派と異なった立場に彼を立たせることになっている。彼が、「この主題に関する大部分の著者は共通の誤り——イングランド銀行と地方銀行が発券銀行としてのそれらの性格が類似しており、通貨に対してよく似た支配力を有していると考えるという誤りに陥っているように見える」と疑問を投げかけるとき、その鋒先は通貨学派のみならず一部は銀行学派にも向けられていることになっている。彼がこの視点をどのように展開していくのかをみていくことにしよう。彼はまず両者の類似点はただ金との兌換性にのみ存在するとしている。「最近の法律の変更は後者（地方銀行）にイングランド銀行券で支払う選択を与えているが、それは帰するところ現地にて金で支払う代りにロンドンにて金で支払う許可に等しい。そこで、イングランド銀行も地方銀行も、支払のために持ち込まれる銀行券に対応するために貨幣準備を維持しなければならない。唯一の違いは後者（地方銀行）が金か、それらにとって金に相当する負担がかかる紙幣でそれを維持するという点である。比較されている二つの当事者の地位における親近性はここで終わる」。この記述から兌換性だけをとりてもみても直接的であるか間接的であるかの相違点がすでに含まれていることがわかる。

ベイリーによれば、この二つの種類の通貨の通用力はそれらを発行する組織の置かれ

ている地位によって規定される。イングランド銀行券には、商業の中心地であるロンドンにおいて唯一の勅許銀行の発行券としての独占的地位を有していることや、1833年に法貨として承認されたことによって強固な流通性が付与されている。これに対して地方銀行には何らの特権も与えられておらず、その銀行券の通用力はロンドンにおいてはもちろん地元地域においても限定されており、各種の通貨や流通手段のうちのたんなるひとつでしかすぎないという諸事実が指摘されている。「イングランド銀行は商業手形に基づく前貸と公債投資はすべて自らの銀行券で行うのに対し、地方銀行はその貸出の主要部分を金かイングランド銀行券——すなわち堅実な資産 (solid property) で構成する必要があるということである。地方銀行が商業手形や信用勘定 (credit account) に基づいて発行する5ポンド銀行券ごとに、それらはおそらく金または他の現実資本 (real capital) で10、15、あるいは20ポンドを貸出しなければならない」。「注意すべき主要な点は、地方銀行がそれらの顧客になす貸出のかなりの部分がロンドンでなされるということであり、これにはそれら自身の銀行券はまったく役に立たない。商人や製造業者は他の町へ送金をしたり、首都において手形引受を行ったり、他の銀行宛にて信用状を発行する場合がある。これらの取引はすべて、その必要額を支給する銀行のただ1枚の銀行券の介在もなしにロンドンでの支払で決済される」。「顧客に、それらの銀行券とともに、小売品の購入や賃金支払のような取引のためにある量の金を与えざるを得ない。……どれだけの割合の金が銀行券にともなって必要とされるかは、その地方で行われている職業に依存するに違いない」。たとえ必要以上の銀行券が過剰発行されても、「余剰な銀行券は直ちに金と交換に差し出される。それらが顧客に巨額の支払に銀行券を持ち出すように強いたり、促したりしても、それらは結局ロンドンでなされねばならず、数日のうちにそれを発行するという愚行を行った銀行へ戻ってくる。おそらくは近隣の同業者と組織されている毎週の交換を通して、そしてその金額はロンドン宛ての為替手形によって決済されなければならない、それは発行者の損失になる」。地方銀行が行っていた預入金に対する利子支払も余剰銀行券の還流を促進する要因となっていた。

さらに、地方の諸銀行には絶えずそれら相互間の自由競争による圧力が加わっていた。イングランド銀行には兌換請求に応じる義務以外に何のチェックもないのに対して、「地方銀行は互いに競争相手であり、直接的かつ有効にそれらの流通量を制限する環境の下で行動している⁷⁾」。たとえある銀行が流通量を増やしてもそれは他行の流通量を代替してなされるにすぎず、地方銀行券の流通の全体量は変わらないのである⁸⁾。

ベイリーは通貨流通量に対する調整力を地方銀行については否定し、イングランド銀行についてのみそれを認めている。彼は「前者 (イングランド銀行) は、銀行券の流通量を追加しようと思えば、そうしたいだけの有価証券を買い入れればよい。が後者 (地方銀行) は、銀行券を膨張させる手段はまったくもっていない。その貸付の強制的で破

壊的な拡張によってのみ間接的にそれを果すことができるであろう⁹⁾」と述べているが、この部分に関してトゥックは『通貨主義の研究』の中で次のような批判を加えている。すなわち、ベイリーは地方銀行に関しては、貸付・割引業務と発券業務との相違を明瞭に理解しているものの、イングランド銀行にその相違を適用するとなると誤ってしまう。イングランド銀行がこの通貨を膨張させる直接の力をもっていないのは、地方銀行と同じであり、発券銀行が貨幣を過剰に発行しようとする傾向がある点で、非発券銀行と区別できそうなことはほとんどありそうもないのである、¹⁰⁾と。

ベイリーの議論が銀行主義理論と共有する部分とそうでない部分のひとつがここに示されている。イングランド銀行券と地方銀行券との間に本質的な差異を見出さず、銀行券の通貨需要に対する「受動性」を両者に等しく認めようとするのが銀行学派の主張であり、ベイリーはこの性質を地方銀行券のみに限定しているのである。その際に銀行学派が根拠とするのは、銀行券の兌換や貸し付けられた銀行券の還流であり、銀行券流通に対して代替的に働く為替手形や銀行小切手のもつ流通機能や銀行間振替などの存在であった。他方、ベイリーはこれらの要因は地方銀行券にのみ適合するとみなしているのである。

ベイリーはさらに価格への影響力も地方銀行券については否定する。地方銀行券はロンドンで流通しないので、そこでの商品や公債の価格に影響を及ぼすことができない。また、いつも直ちにイングランド銀行券と交換されるので、地方における価格にも影響を与えない。したがって、地方銀行券がイングランド銀行券の「購買力」や「全流通の価値」に影響を与えることは不可能である、と。他方、イングランド銀行券については価格支配力を、積極的に論証しようとしている訳ではないにせよ容認しており、それも通貨主義的な価格調整メカニズムを前提とした議論を行っている。いずれにせよ、このメカニズムの作用を真っ向から批判し、「銀行券の収縮は物価変動の原因ではなくて結果である」という結論を導き出したトゥックやフラートンなど銀行学派の主張とは隔たりを生じている。

ベイリーが地方銀行券の過剰発行が問題になりえないとしている大きな理由には、もうひとつ地方銀行の主要機能を信用の供与に見出していることがある。それらの主要な業務は「それら自身かその預金者のものである現実資本を貸し出すことにあり」、通貨発行の拡大は地方銀行の主要な目的ではなく、「貸出をするか拒否するかどうかを決定する際にもほとんど注意が向けられない」というような、銀行業務にとって付随的・従属的な結果にすぎない¹¹⁾。さらに、過剰発行として非難される地方銀行の行動は、実際には「思慮のない企業に対する穏当でなく保証のない貸付」を行ったり、「冒険的で価値のない証券に貨幣を危険に晒す」ことによってもたらされた害悪なのである、とする。つまり、「それは発券銀行としての行動ではなく、割引と貸付のための銀行としての行動にあっ

た」のであり、「資本貸借業務の利点および弊害と、約束手形を発行する特殊な効果とを混同しないことが必要である」と主張する¹²⁾。こうした主張はイングランド銀行券には適用されないという点を除けば、銀行学派との親近性を示しているといえよう。そして、銀行学派の場合は銀行券と為替手形や銀行小切手とを信用手段としての共通性を強調していくことになる。しかし、イングランド銀行との相違に注目しつつ、信用の供与を地方銀行の主要な役割として積極的に押し出していくというベイリーの姿勢は、信用に関して銀行学派とは異なった見方を押し広げていくことになる。

3. ベースマネーと信用通貨

二種類の銀行券の間にみられる階層的關係と、イングランド銀行の管理や統制に関する能力に言及して議論を展開するとき、このベイリーの見地はより明瞭に示される。彼はロンドンの流通と地方の流通との間の相互作用が非対称であることを強調する。これら二つの銀行券が通用する領域は「同一の広がり (co-extensive)」をもっておらず、しかも「イングランド銀行券流通の首都の領域は地方発行の干渉から……有効に切り離されて」いて、「イングランド銀行の側の引締めによって造られた空隙は地方銀行の側のそれに対応する増加によって埋め合せられない」のである。「イギリスの流通の二つの分流が置かれている地位の違い」を認識することが必要である。それらが、「あたかも等しい足場に立っており、完全な相互作用を及ぼし合うことができるかのように、互いに影響し合うに違いない」と誤って仮定されているが、事実は「互酬 (reciprocity) はまったく一方的」¹³⁾なのである。

すでにイングランド銀行は1833年の高利法の修正を受けて、公定歩合政策を採用し始めていたが、ベイリーはこの政策が地方流通量に影響を与えていることを指摘する。イングランド銀行の流通量の変動は主にロンドン貨幣市場を通して地方に引き起こされることを指摘する。「ロンドン貨幣市場における利子率のどのような上昇または下降も……地方流通に影響しがちである。なぜならそのような変化は地方銀行の資産や事業を拡張したり縮小したりするからである」¹⁴⁾。

さらにベイリーは、このイングランド銀行による通貨調整が地方の流通と信用におよぶメカニズムについて独自の理論を展開する。それは、「二重拡大・収縮 (the double expansion and contraction)」(あるいはたんに「二重収縮」) 効果と名づけられているもので、混合流通の下ではイングランド銀行券の収縮 (あるいは拡大) は銀行券の全流通量と信用量の変動に乘数的な効果を有するというものである。彼は次のように説明する。イングランド銀行券のみが存在していて、地方へはその支店を通じて供給されている場合には、イングランド銀行自身が首都の流通と地方の流通の配分比率を考慮して配分を決定し、通貨量を制御すればよい。やはりイングランド銀行券のみが存在していて、

首都の流通はイングランド銀行を通じて、地方の流通は地方銀行を通じてそれぞれ供給されている場合も、イングランド銀行のみが必要通貨量の調整を行えば、諸地方は徐々にそれらの通貨の一定部分を首都に明け渡し、それ以前に首都と地方において保有されていた通貨の割合が回復されるようになるだろう。こうして通貨調整の効果は地方にも行き渡るので地方銀行が独自に制御に乗り出すことは不必要である。しかし、首都においてイングランド銀行券のみが、地方においてはそれを含む複数の銀行券が混在して流通している現状においては事情は異なる。「いつもイングランド銀行が金との交換で銀行券を発行することによって流通量を追加すると、地方銀行は直ちにそれらの銀行券の対応する量を生み出すことになる。地方銀行の発行は顧客に対する貸出や貸付の小部分を形成するに過ぎない、ということをおぼろげに思い出さなければならない。その銀行券の与えられた量を流通させるために、それは現実資本で3、4、5倍の額の貸付をなさねばならない。そこでその発行のたとえば5,000ポンドの拡張を果すために、それは貸付を15,000ないし20,000ポンドまで拡張しなければならない。このことは地方銀行にひどく過剰な銀行取引を強いることになろう」。ベイリーは、この過程は引締めにおいてより重大な弊害をもたらすと考えている。¹⁵⁾

ベイリーの議論を要約すると、イングランド銀行券の調整が地方にもたらすこの乗数的効果は、通貨流通においては、イングランド銀行券の発券量と連動して変化する地方銀行券の流通量の拡大・収縮を媒介することによって拡大して実現され、また信用への影響は、各地方銀行が発行量の数倍の信用を供与しているために、さらに著しいものになるということである。地方の信用へ及ぼす効果の大きさは結局のところ、イングランド銀行券の流通量と地方銀行券のそれとの間の量的関係と、地方銀行の貸出量と銀行券発券量との比との二つの要因の複合によって規定されることになる。ベイリーは、この貸出額の銀行券発券量に対する比率は銀行によって異なっており、3から6倍の範囲であると指摘している。¹⁶⁾ 現在においてはこの乗数的効果は現金通貨をベースとした銀行による預金通貨の創造を通じてもたらされ、その大きさは預金準備率と現金通貨・預金比率とによって規定されるとみなされている。ベイリーの把握は、預金通貨や信用創造の概念の未成立や、法貨としてのイングランド銀行券の地位が完全に確立されておらず各種通貨が流通していたという当時の事情にも制約されて、萌芽的かつ曖昧なものに止まっている。しかしながら、ベースマネーとしてのイングランド銀行券の把握への明白な接近がみられることが指摘されねばならない。イングランド銀行による通貨に対する調整力や支配力の強化が、地方銀行による信用供与の機会を制約するメカニズムに着目し、その度合いが中央銀行制の発達によって格段に強化されようとしている傾向をいち早く見抜いたのはベイリーの功績であるといえよう。

銀行の信用供与機能への関心は銀行学派に一般的に見出される傾向であるが、この特

徴は信用供与の担い手を主に地方銀行に限って理解しているという点を除けばベイリーにも共通している。彼がどのように銀行の与信活動の意義を強調し、どのような問題点を有していると理解しているかをみてみよう。「貸借のための組織は、その紙幣が兌換性をもつ限り、その貸付の調整によって発券銀行としての影響力をもつ変動によって生み出すことができるよりも、遥かに広範な結果を生み出す¹⁷⁾」。彼は「紙幣 (paper currency)」を「金手形通貨 (bullion-note currency)」と「信用手形通貨 (credit-note currency)」の二つの部分に分け、前者がもつ効果は「すべて銀行券が預金された現実の金量の代理物」であり、「銀行券がそれを発行した銀行に預け入れられた鑄貨や金よりも多く発行されない」場合に得られるとする。これに対して後者は「預金で保有されている金よりも多く発行される銀行券」に依存しており、その「ただひとつの特有な利益」は「資本の節約」にあるとする。そして、その利益を「社会全体へのできるだけ均等な普及」によって社会へ還元するためにはいくつかの困難がともなう。発行者が金との兌換不能や支払い不能に陥り重大な損失を社会にもたらすことなどが挙げられるが、これらは紙幣に対する十分な金準備や堅実な組織の成立によって防止しうる、と彼は比較的楽観的に述べている。だが、この「信用手形通貨」が有する最も困難な問題は「金手形通貨」よりも頻繁で突然の拡張と収縮が起こりやすいという点である。かかる性質は、「金手形通貨」の発行量は発行者の意思によらないのに対し、「信用手形通貨」の場合は「外部の当事者の作用以外に銀行内からの作用があり、適切なチェックがなければ意のままに流通量を増減できる」ということに起因している、と彼は指摘する¹⁸⁾。

4. 信用と自由

信用の広範な配分のために自由競争が不可欠であると考えている点では、銀行学派とベイリーとの間に大きな隔たりはない¹⁹⁾。銀行の与信活動に内在する不安定性、信用の濫用・過剰の可能性とそれがもたらす弊害についても、また信用を任意に創造しうる能力を銀行はもちえないとして銀行信用の需要に対する「受動性」を認めている点についても認識はほぼ共通している。しかしながら、ベイリーは銀行業における発券業務をも含めた完全な自由競争によって信用の不安定性に対処することができるとし、他方、銀行学派は金融政策による信用の調整の必要性を認め、そのためにイングランド銀行に独占的地位をも容認した。トゥックがフリー・バンキングを「詐欺の自由」だとして拒否したのもこの観点からである²⁰⁾。この点に関して銀行学派は通貨学派と共通の選択を行ったのである。ベイリーを銀行学派から隔てるのは、政府または通貨当局が有効な金融調整能力をもちうるのかどうか、そしてこの信用の供給が発券の自由を有する諸銀行によって十分や自律性をもって行われるのかどうか、という点についての評価に関わっている。そして、ベイリーは「発券の権限によって授けられるこの資本を自由にできることがな

ければ」信用の利益は銀行を通して社会に普くもたらされることはないという結論を導き出したのである。²¹⁾

ベイリーは、政府・通貨当局の通貨管理能力の有効性を主に「知識の不完全性」と「現場における知識の優越性」の観点から否定している。彼によれば、経済活動においては「利己心の賢明さを信用する」ことが重要であり、「人を軽率 (imprudence)」から守るのは法ではなく「当事者の用心 (vigilance)」である。なぜなら「それ (経営) を知ることに関心をもつ本人以外の誰によっても学ばれない多数の詳細についての詳しい知識を必要とするからである。それらはいつも完全な知識によって決定されるとは限らないが、他のどの計画によるよりもその計画にしたがってより賢明に決定されるのである」。ベイリーは「離れたところにおいて、契約の状況を不完全にしか知らない人間の用心と裁量が、現場において (on the spot) 直接に関心をよせている当事者たちのそれよりも優れている」²²⁾ ことはありえない、として現場の知識の優越性を説いている。しかし、その根底には人間の知識の不完全性の認識があることに注意すべきであろう。通貨管理を含む経済活動への政府によるどのような干渉も、「人間の能力が決して獲得しえないような活動するあらゆる原因の働きについての完全な知識によってのみ正当化される」のであり、「人間の力が決して及ばないような社会に関する全知 (omnipotence) にのみともなわれうる」²³⁾ ものである、と。こうして政府・金融当局の金融政策が原理的に有効性をもちえないことが強調される。そのゆえ「金と兌換され、人知 (human sagacity) が決して達成しえない微妙な収縮と拡張によってつねに変動する社会の要求に順応することができる通貨をもつ」²⁴⁾ ことこそが切実に求められているということになるのである。通貨量を規則に従わせる必要があるという観念は、彼によれば「おそらくは長い習慣と不完全な組織によって生じた観念」²⁵⁾ にすぎないのである。

ベイリーはさらに、金融組織の運営や成長における「自発性」の意義をしばしば強調している。それによって諸組織の様態はうまく社会の要請に応じてきたのであるし、そもそも「約束手形の発行」も「商業の自然な成長」の帰結であり、それゆえ「競争の自由な余地がある相応な領域のうちに、その発展が負っているまさにその原理の働きによって」²⁶⁾ 維持されるのである。パートナーの数の規制の撤廃によって多数の株式銀行が設立され、銀行制度の健全な成長がみられたが、これも「社会機構の不可避的な運動に基づくもの」であり、「政府の智慧によってなされるのではなく、私的個人によってなされる特定の試行錯誤的な歩み」²⁷⁾ に委ねられた結果である。「もし、ひとつの銀行に独占が与えられていなければ、富裕な資本と、ライバルとの競争によって研ぎ澄まされその能力が必要なあらゆる緊急事態に適応した有能な経営者とを有する、かかる多数の組織が間違いなくロンドンに設立されたであろう」²⁸⁾。イングランド銀行が特権的地位から排除されるならば、イングランド銀行に代って十分な数の健全で有力な銀行が並存する新しい銀

行制度が成立するであろう。²⁹⁾ ベイリーはこの制度の下で「刺激 (incitements) とチェックの結合」³⁰⁾ が形成され、それが通貨と信用に自律性を保証すると考えている。その結果、「私的利益の自発的な働きを信頼した」必要な通貨供給がなされ、それは「人為的な制限の制度から拘束を受けない交易の単純で分りやすい運動」³¹⁾ への転化を意味するであろう。彼は勅許の期限切れを「排他的特権の対極をなす自由行動の側に、込み入った諸方策の対極をなす単純さの側」³²⁾ への移行の契機とすべきであると締めくくっている。

このように「知識の不完全性」や「自発性」の概念によって自由と自由競争を根拠づけるベイリーの議論には、ホワイトが指摘したようにハイエクの思想を髣髴とさせるものがある。³³⁾ 通貨発行に関する一定のルールか、あるいは通貨当局による裁量かの相違はあれ、通貨学派や銀行学派が金融に対して何らかの規制の必要性を認めたのに対し、ベイリーは通貨と信用の運動のうちに自律性が存在することを確信し、それに依拠すべきであるとしたのである。そして、その自律性の確信の根底には「全知の欠乏 (short of omni-science)」の逆説的な所産ともいうべき「自発的に結果を生み出すそれらの人間性の原理」³⁴⁾、人間に内在する「人間の自己調整 (human regulations)」³⁵⁾ への信頼があったのである。そこに今日のフリー・バンキングの主唱者と相通ずる思想的共通性をみてとることは容易なことであろう。

注

- 1) 簡潔な伝記としては Robert M. Rauner, *Samuel Bailey and the Classical Theory of Value*, Harvard University press Cambridge, Massachusetts, 1961 の付録が参考になる。思想に関する著作には *Essays on the Formation and Publication of Opinions*, 1821; *Essays on the Pursuit of Truth and on the Progress of Knowledge*, 1829; *Review of Berkeley's Theory of Vision*, 1842; *Letters on the Philosophy of the Human Mind*, 1855-63 などがある。
- 2) *A Critical Dissertation on the Nature, Measures, and Causes of Value*, 1825. 鈴木鴻一郎訳『リカード価値論の批判』日本評論社 (世界古典文庫)、1941年。
- 3) Edwin Seligman, "On Some Neglected British Economists", in *Essays in Economics*, 1925, pp. 63-121. 平瀬巳之吉訳『忘れられた経済学者たち』未来社 (社会科学ゼミナール)、1955年。セリグマンはこの中で、労働価値説の批判とともに、価値の一要素としての時間を強調したこと、レント概念を拡張したこと、地代が価格の構成要素にならないという主張に対する批判、価値に影響を及ぼす生産性を重要視したことをベイリーの功績として挙げたあと次のように付け加えている。「すべてこれらは経済科学の現段階における重要諸学説を構成する。これらのものが1825年に明言され、次いで表面上忘れ去られねばならなかったということは、一切の批判というものを、それがいかに健全なものであろうと、しばしばほとんど沈黙させるために、少数の大物によって時に暴力がふるわれるものだということの、雄弁な証拠である」。Ibid., p. 86, 同上邦訳書、53-4ページ。
- 4) Samuel Bailey, *Money and Its Vicissitudes in Value : as They Affect National Industry and Pecuniary Contacts : with a Postscript on Joint-Stock Banks*, 1837.
- 5) Samuel Bailey, *A Defence of Joint-Stock Banks and Country Issues*, 1840.

- 6) Lawrence H. White, *Free Banking in Britain : Theory, Experience, and Debate, 1800-1845*, Cambridge, Cambridge University Press, 1984.
- 7) 以上の引用は Bailey, op. cit., pp. 18-21.
- 8) Ibid., pp. 23-4.
- 9) Ibid., pp. 62-3.
- 10) Thomas Tooke, *An Inquiry into the Currency Principle : The Connection with Prices and the Expediency of a Separation of Issue from Banking*, Second ed., 1844, pp. 92-5, 渡部善彦訳『トウーク通貨主義の研究：通貨と物価との関係、および発行部を銀行部から離すことの是非』勁草出版サービスセンター、1978年、112-4ページ、および玉野井芳郎訳『通貨原理の研究』日本評論社（世界古典文庫）、1946年、153-7ページ。
- 11) Bailey, op. cit., pp. 22-3.
- 12) Ibid., pp. 85-7.
- 13) Ibid., pp. 83-5.
- 14) Ibid., p. 75.
- 15) Ibid., pp. 58-62.
- 16) Ibid., p. 19.
- 17) Ibid., p. 86.
- 18) Ibid., pp. 87-94.
- 19) ベイリーは政府介入について、「国家は私的な利益と努力が国家なしに業務を達成するに適切である場合には干渉すべきではないということである。至上の権威は私的努力が処理する能力をもたない事柄にとどまるべきである」という基本的原理を掲げている。Ibid., p. 1. また、国家が干渉しうる領域は「取引上の公正」の実現のためという一般的な場合以外には①巨大な社会資本の建設（運河、鉄道など）②私的利益の遂行が産業の諸部門や活動分野を妨げる場合（郵便や貨幣製造など）に限られるべきだとする。Ibid., pp. 4-5.
- 20) Thomas Tooke, *A History of Prices, and of the State of the Circulation, in 1838 and 1839, 1840* (Thomas Tooke and William Newmarch, *A History of Prices, and of the State of the Circulation, from 1793 to 1856*, 6vols, 1838-1857, vol. 3), p. 206. 藤塚知義訳『物価史』第3巻、東洋経済新報社、1978年、194ページ。
- 21) Bailey, op. cit., p. 93.
- 22) Ibid., pp. 2-3.
- 23) Bailey, *Money and Its Vicissitudes in Value*, p. 154.
- 24) Bailey, *A Defence of Joint-Stock Banks and Country Issues*, p. 40.
- 25) Ibid., p. 99.
- 26) Ibid., pp. 33-4.
- 27) Ibid., p. 12.
- 28) Ibid., p. 36.
- 29) ベイリーは「現在のイングランド銀行券のようにどこでも疑いや異議もなく受け取られる紙幣（「一般的通貨 (universal currency)」と称される「共通の媒介物」）の必要については妥当性を認め、次善の策として通貨管理を行わずに金兌換銀行券の発行のみを行う国立銀行の設立を認めている。ただし、それが発行する銀行券は法貨ではなくてたんに準備金の代理物であり、「他のすべての銀行は自らの紙幣を国立銀行券か金で支払う選択権をもつ」。「それはリカードによって提案された国立銀行とはまったく似ていない」としている。Ibid., pp. 41-4.
- 30) Ibid., p. 6.
- 31) Ibid., p. 41.

- 32) Ibid., p. 100.
- 33) White, op. cit., p. 72.
- 34) Ibid., pp. 12-3.
- 35) Ibid., p. 40.

(平成3年8月31日脱稿)